

設計書情報提供実施要領 (企業庁)

(目 的)

第1条 この要領は、滋賀県企業庁が発注する建設工事および建設コンサルタント業務委託等(以下、「建設工事等」という。)の設計積算に関する文書に関して、滋賀県情報公開条例第31条に基づく情報提供を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする文書は、建設工事等の入札に際し、予定価格を決定するために作成する仕様書、設計書等の設計積算に関する文書のうち、鑑、事業費総括表、内訳書、諸経費、単価表により構成される文書(以下、「設計書」という。)とする。ただし、建築にかかる工事および業務委託の設計書は除く。また、対象設計書は下記の要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該設計書の契約日から90日を経過していること
- (2) 滋賀県情報公開条例第6条のいずれかの号に該当する非公開情報を含まないこと

(情報提供の実施機関)

第3条 情報提供を実施する機関は、情報提供の対象となる設計書を所管する課(経営課、施設整備課又は浄水課)とする。

(情報提供の申請)

第4条 情報提供の申請は、情報提供を依頼する者(以下、「依頼者」という。)が、対象とする設計書を所管する課に対し、設計書情報提供依頼書(様式第1号)を直接持参するか、もしくは郵送、FAXのいずれかの方法により提出することにより行うものとする。

(情報提供の実施通知)

第5条 情報提供の実施機関は、設計書情報提供依頼書を受理した日から15日以内に、設計書情報提供通知書(様式第2号)により、依頼者に情報提供を行う旨を通知しなければならない。

なお、期間の計算については、実施機関に依頼書が到達または提出された日が「受理した日」となり、この翌日が15日の期間の起算日となる。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供の方法は、対象となる設計書を所管する課において閲覧に付すか、または、写しの交付によるものとする。閲覧による場合は、閲覧場所および閲覧日時を設計書情報提供通知書により通知するものとする。写しの交付による場合は、写しの交付に必要な費用を徴収した後に、手交または郵送により行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第7条 依頼者は、情報提供にかかる費用を負担しなければならない。費用の負担は、滋賀県が定める情報公開の事務取扱要領によるものとする。

(情報提供不可の場合の取扱い)

第8条 本要領第2条に定める要件を満たさない場合、または、該当する設計書が不存在等の理由により情報提供ができない場合は、設計書を所管する課は依頼者に対して、設計書情報提供不可通知書(様式第3号)により情報提供ができない旨を通知するものとする。

(事務処理簿による管理)

第9条 情報提供の処理については、公文書公開請求の事務処理簿に準じ、次の各号のとおり処理を行うものとする。

- (1) 情報提供の依頼を受けた設計書を所管する課は、事務処理の経過を明らかにするため、事務処理簿(様式第4号)を備えおくものとする。
- (2) 依頼を受けた設計書を所管する課は、事務処理簿に、当該申請に係る申請内容および提供の期限等を記入し、課長は事務処理簿に確認印を押印するなど、依頼内容を確認するものとする。また、提供等を行ったときも、事務処理簿に必要事項を記入するものとする。
- (3) 依頼があった課長は、事務処理簿をもとに、設計書情報の提供依頼に対する事務処理の状況を常に把握し、課員に対し、必要な指示を行うとともに、依頼案件の事務処理が終了した場合は、事務処理簿に確認印を押印するなど、依頼案件の完了を確認するものとする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、設計書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月1日から施行する。